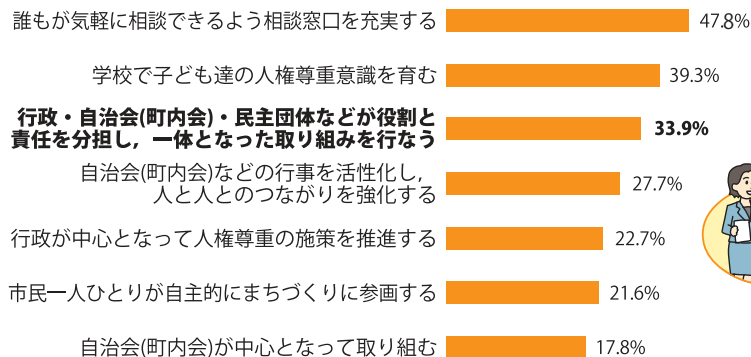


地域別住民学習会の必要性

■「人権尊重のまちづくり」のための取組



「人権尊重のまちづくり」のための取組として「行政・自治会(町内会)・民主団体などが役割と責任を分担し、一体となった取組を行う」が3番目に高くなっています。福山市では自治会(町内会)単位で地域別住民学習会を実施しており、日常生活のさまざまな人権問題と自らのかわりについて学習しています。今後「人権文化が根付いたまちづくり」の実現に向けて、地域別住民学習会の意義はさらに高まってきます。

■みんなでつくる差別のない時代

福山市では、まちづくりの基本理念に「人間環境都市」を掲げ、市民と行政が責任と役割を分担しともに力を合わせて魅力ある地域づくりを行う「協働のまちづくり」を推進しており、その基となるのは地域に暮らす市民一人ひとりがお互いに尊重されることです。

しかし、今なお部落差別をはじめさまざまな人権問題が存在し、また情報機器の発達など時代とともに人権問題に関する社会状況の変化により新たな人権課題も生じています。



2016年には「部落差別解消推進法」が施行されましたが、今回の市民意識調査では、多くの市民がこの法律を「知らない」または「聞いたことはあるが内容がわからない」と答えています。

法律の目的でもある「部落差別のない社会を実現する」ために地域学習は重要であり、学校とも連携する中で差別に関する学習をこれまで以上に行う必要があると考えます。

学習を通して身の回りの課題に気づき、人権意識を高めていきましょう。そしてわたしたち一人ひとりが人権を自分自身にかかわる身近な問題として考え、行動することが大切です。

お問い合わせ

人権・生涯学習課 …… 084-928-1006
中部地域振興課 …… 084-932-7265
南部地域振興課 …… 084-980-7713

松永地域振興課 …… 084-934-5443
北部地域振興課 …… 084-976-9460
東部地域振興課 …… 084-940-2574
神辺地域振興課 …… 084-962-5026

リサイクル適性(A) この印刷物は印刷用の紙へリサイクルできます。

〈発行 2021年(令和3年)5月〉

「人権尊重のまちづくりに関する市民意識調査」より

みんなで差別のない 新しい時代をつくる



絵:「あんずの家」共同作品 一人ひとりの小さな「てのひらたち」が、輝く未来を切り拓いています。

福山市では、国の「同和対策審議会答申」(1965年)を受け「福山市同和地区実態調査」(1969年)を実施しています。その調査結果をもとに「福山市同和対策審議会答申」(1972年)が出され、さまざまな施策の基底に人権尊重の考え方が広がりはじめました。それに加え1986年からは「市民意識調査」を継続的に実施し、人権啓発事業の成果や市民の人権に関する意識の変化を調査しています。

今なお部落差別をはじめ、さまざまな人権問題が存在し、さらに人権問題に関する社会状況の変化により新たな人権課題も生じています。この資料では2018年度に実施した「人権尊重のまちづくり」についての市民意識調査の結果をもとに、前回調査(2010年度)との比較や市民意識の現状から、今後の人権施策や協働のまちづくりの推進を市民のみなさんとともに考えていきたいと思ひます。



福山市

このコードは「音声コード」です。専用の活字文章読み上げ装置で、コードを読み取ると音声で本文の内容を読み上げます。

